

2018年4月25日

様

京都社会福祉士会 会長 福富 昌城  
京都精神保健福祉士協会 会長 西村 睦美  
京都医療ソーシャルワーカー協会 会長 巖 弥生子  
京都府介護福祉士会 会長 柏本 英子

### 生活保護基準額の引き下げに係る影響緩和への取り組みについて（お願い）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、社会福祉の発展充実にご尽力いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年12月、厚生労働省では、前回の生活保護基準の段階的引き下げに引き続き、来年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示しました。

生活保護基準額の引き下げが行われますと、生活保護利用者の生活水準が著しく低下するのではないかと、ひいては生活保護利用者の自立を支えている教育・労働・福祉・介護・医療が経済的事情から利用しにくくなるのではないかなど、重大な影響が懸念されます。

つきましては、日本国憲法第25条の理念が空洞化することのないよう、下記の点についてご対応くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、下記事務局までお問い合わせいただければ幸いです。

#### 記

1. 生活保護世帯の生活が「健康で文化的な水準」を下回ることを防ぐよう、3年後の生活保護基準改定において、生活実態を十分に把握した生活保護基準を設定するよう、政府に意見等してください。

以上

#### 【問い合わせ】

一般社団法人 京都社会福祉士会

〒602 - 8143

京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町 519

京都社会福祉会館 2階

電話：075 - 803 - 1574

FAX：075 - 803 - 1575

E-MAIL：cswkyoto@mediawars.ne.jp

生活保護基準額の引き下げに係る影響緩和への  
取り組みに関する陳情書

請願の要旨

- 1 生活保護利用者の生活状況の変化を正確に把握するような策を講じてください。
- 2 府内行政機関の相談窓口において、審査なしに生活保護申請の受理を拒否するような、いわゆる「水際作戦」など、生活保護の適正な利用を妨げる対応が行われないように、議会として必要な役割を果たしてください。
- 3 府民窓口に届けられた府民からの声や府政における取り組みを通して、今回の生活保護基準額の引き下げ措置がもたらした府民生活への影響については、国へ率直に報告するようにしてください。
- 4 生活保護世帯の生活が「健康で文化的な水準」を下回ることのないよう、生活実態を十分に把握した生活保護基準を設定することについて、国に対して要望してください。

請願の理由

昨年12月、厚生労働省では、前回の生活保護基準の段階的引き下げに引き続き、来年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示しました。

生活保護基準額の引き下げが行われますと、生活保護利用者の生活水準が著しく低下するのではないかと、ひいては生活保護利用者の自立を支えている教育・労働・福祉・介護・医療が経済的事情から利用しにくくなるのではないかなど、重大な影響が懸念されます。

京都府議会におかれましては、日頃の府政において府民からの声をしっかりと受け止めていただき、日本国憲法第25条の理念が空洞化することのないよう、上記の点についてご対応くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成30年5月7日

京都府議会議長

村田 正治 様

陳情者

(代表) 京都社会福祉士会	会長 福富 昌城
京都精神保健福祉士協会	会長 西村 睦美
京都医療ソーシャルワーカー協会	会長 巖 弥生子
京都府介護福祉士会	会長 柏本 英子

代表住所

一般社団法人 京都社会福祉士会

〒602 - 8143

京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町 519

京都社会福祉会館 2 階

電話 : 075 - 803 - 1574

FAX : 075 - 803 - 1575

E-MAIL : [cswkyoto@mediawars.ne.jp](mailto:cswkyoto@mediawars.ne.jp)

## 生活保護基準額の引き下げに係る影響緩和への取り組みに関する陳情書

### ○陳情主旨

昨年12月、厚生労働省では、前回の生活保護基準の段階的引き下げに引き続き、来年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示しました。

生活保護基準額の引き下げが行われますと、生活保護利用者の生活水準が著しく低下するのではないかと、ひいては生活保護利用者の自立を支えている教育・労働・福祉・介護・医療が経済的事情から利用しにくくなるのではないかなど、重大な影響が懸念されます。

京都市会におかれましては、日頃の市政において市民からの声をしっかりと受け止めていただき、日本国憲法第25条の理念が空洞化することのないよう、下記の点についてご対応くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### ○陳情項目

一、生活保護利用者の生活状況の変化を正確に把握するような策を講じてください

一、京都市内行政機関の相談窓口において、審査なしに生活保護申請の受理を拒否するような、いわゆる「水際作戦」など、生活保護の適正な利用を妨げる対応が行われないように、議会として必要な役割を果たしてください

一、京都市窓口届けられた市民からの声や市政における取り組みを通して、今回の生活保護基準額の引き下げ措置がもたらした京都市民生活への影響については、国へ率直に報告するようにしてください

一、生活保護世帯の生活が「健康で文化的な水準」を下回ることのないよう、生活実態を十分に把握した生活保護基準を設定することについて、国に対して要望してください

以上

2018年5月7日

京都市会 議長 寺田 一博 様

### 陳情者

京都社会福祉士会	会長 福富 昌城 (代表)
京都精神保健福祉士協会	会長 西村 睦美
京都医療ソーシャルワーカー協会	会長 巖 弥生子
京都府介護福祉士会	会長 柏本 英子

### 代表連絡先

一般社団法人 京都社会福祉士会  
〒602-8143 京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町 519  
京都社会福祉会館 2階  
電話:075-803-1574 FAX:075-803-1575  
E-MAIL:cswkyoto@mediawars.ne.jp